

母性保護に係る専門家会合報告書（案）

平成23年12月5日

母性保護に係る専門家会合

1 母性保護に係る専門家会合報告書（案）

2 目次

3	1. はじめに	1
4	2. 危険有害業務に対する現行の母性保護規制の概要	1
5	(1) 重量物取扱い業務等	
6	(2) 有害物の発散する場所における業務	
7	(3) 諸外国における規制	
8	3. 重量物取扱い業務等について	3
9	(1) 前回の専門家会合の結論	
10	(2) 重量物取扱い業務等の現状	
11	(3) 妊娠・出産機能への影響について	
12	4. 有害物の発散する場所における業務について	4
13	(1) 前回の専門家会合の結論	
14	(2) 有害物取扱い業務の現状	
15	(3) 妊娠・出産・授乳機能への有害性について	
16	(4) 現行規制の対象物質と有害性の知見	
17	5. 今後の母性保護のあり方について	5
18	(1) 重量物取扱い業務等	
19	① 母性保護規定について	
20	② 母性保護のため望ましい作業負担の低減について	
21	(2) 有害物の発散する場所における業務	
22	① 母性保護規定の対象とする有害物の選定のあり方	
23	② 対象物質の規制濃度のあり方	
24	③ 新たな知見に対応する有害物の範囲、濃度等の見直し	
25	④ 母性保護のため望ましい予防的対応について	

1 母性保護に係る専門家会合報告書（案）

2 1.はじめに

3 女性労働者に対する保護規定は、能力發揮や職業選択の幅を狭める結果をもたらす
4 場合があり、労働基準法の母性保護規定を除く女子保護規定を解消して男女が同一の基
5 盤で働くことができるようにするため、平成11年には女性の時間外・休日労働、深夜
6 業の規制が、平成19年には女性の坑内労働の原則禁止を改め、妊娠婦が行う業務等を
7 除き緩和された。

8 重量物を取り扱う業務と有害物を発散する場所における業務に係る母性保護規定に
9 ついては、平成17年に母性保護に係る専門家会合において検討を行ったところである
10 が、労働者の母性が尊重されつつ能力を發揮できる雇用環境を整備するため「引き続き
11 検討すべき」との同年の労働政策審議会の建議に基づき、改めて専門家による検討を行
12 った。

13 2. 危険有害業務に対する現行の母性保護規定の概要

14 労働基準法及び女性労働基準規則の規定により、24種類の危険有害業務について、
15 妊娠中の女性の就業が禁止され、このうち22種類の危険有害業務について、産後1年
16 を経過しない女性の就業が禁止されている。また、重量物取扱い業務と有害物の発散す
17 る場所における業務については、妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性以外の全
18 ての女性労働者の就業も禁止されている。

19 (1) 重量物取扱い業務等

20 全ての女性労働者について、年齢の区分に応じた重量以上の取扱いが禁止されて
21 いる。

年齢	重量(kg)	
	断続作業の場合	継続作業の場合
満16歳未満	12	8
満16歳以上満18歳未満	25	15
満18歳以上	30	20

22 (注)介護における抱き起こし等は、重量物取扱い業務には該当しない。

23 (参考) 労働安全衛生面からの規制

24 重量物取扱い業務や介護作業等については、「職場における腰痛予防対策指針」
25 (労働基準局長通達 平成6年9月6日基発第547号)により、適切な作業姿勢、
26 人力のみにより取り扱う重量物の重量制限(満18歳以上の男子は体重の約40%
27 以下、女子は男子の60%くらい)等の対策が示されている。これに基づいて女性
28 労働者が取り扱う重量物の重量は、一般に、女性労働基準規則の規制値を下回る
29 こととなる。

30 (2) 有害物の発散する場所における業務

31 全ての女性労働者は、鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化

1 水素、アニリンについて、労働基準局長・婦人少年局長通達（昭和 23 年 8 月 12 日
2 基発第 1178 号）により示されている物質ごとの濃度以上にガス、蒸気又は粉じんが
3 発散する場所における業務への就業が禁止されている。

4 · (参考) 労働安全衛生面からの規制

5 労働安全衛生法令では、特に急性毒性、慢性毒性、発がん性等を有する有害物で、
6 そのガス、蒸気又は粉じんが発散する労働環境で労働者が就業すると健康障害が生
7 ずるおそれのある約 100 種類の化学物質について、有機溶剤中毒予防規則（昭和
8 47 年 9 月 30 日労働省令第 36 号）、鉛中毒予防規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省
9 令第 37 号）、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 39 号）
10 の対象物質とし、これらの製造・取扱い作業に労働者を従事させる場合には、局所
11 排気装置等の設置、作業環境測定、健康診断の実施等を義務付けている。

12 労働安全衛生法令では、87 物質について管理濃度が定められている。管理濃度
13 とは、作業環境の気中の有害物濃度の評価指標であり、測定の結果ほとんどの作業
14 場所で管理濃度を超えない（第 1 管理区分）とされた場合は適切に管理された作業
15 環境と評価される。作業環境測定の結果、作業場の平均の濃度が管理濃度を超える
16 と評価される等の場合（第 3 管理区分）には、直ちに生産設備の密閉化、局所排気
17 装置の改善等を行わなければならない。

18 作業環境測定の結果第 3 管理区分と評価された作業場についても、作業環境を改
19 善するまでの合理的な期間の間は、有効な呼吸用保護具を使用させた上で、応急的
20 に労働者の就業が認められている。

21 また有害物で汚染されているが、局所排気装置等の設置によっても作業環境が改
22 善ができないタンク、ピットの内部等については、労働者に有効な呼吸用保護具を
23 使用されれば、作業環境測定を行うことなく、短時間に限り立入り作業が認められ
24 ている。

25 厚生労働省（労働基準局）のリスク評価制度において、毎年新たな物質が選定さ
26 れ、ばく露実態と有害性情報を踏まえたリスク評価が行われている。これにより規
27 制による対策が必要とされた物質は、適宜、特定化学物質障害予防規則等の対象に
28 追加されている。また既に労働安全衛生法令の対象となっている物質についても、
29 新たな知見を踏まえ管理濃度が適宜見直されている。

30 上記の措置の他、危険有害な 640 種類の化学物質については、譲渡提供者は相手
31 方に安全データシートを交付しなければならないこととされている。

32 (3) 諸外国における規制

33 ● 重量物取扱い業務

34 アメリカ、イギリスでは母性保護又は女性労働者のみを対象とする規制は無いが、
35 ドイツでは妊娠中又は授乳期の女性労働者に対して、フランスでは女性労働者一般に対
36 して年齢の区分に応じてそれぞれ一定の重量物の取扱いが禁止されているなど、各国の
37 規制内容は様々である。

1 ● 有害物の発散する場所における業務

2 アメリカでは、女性労働者のみを対象とする規制はないが、EUでは、女性労働者
3 について、鉛及び鉛化合物へのばく露のリスクが明らかな業務に就くことを強制されな
4 いというEU指令が発せられている。

5 3. 重量物取扱い業務等について

6 (1) 前回の専門家会合の検討結果

7 平成17年に開催された母性保護に係る専門家会合においては、結論と今後の課題と
8 して次のように報告された。

9 ● 重量物取扱い業務の将来の妊娠・分娩への影響を否定する十分な知見は見当
10 たらず、保護が不要でありただちに現行の制限をなくすべきとまで言うことは
11 できない。今後も医学的な知見を踏まえ、引き続き検討していくことが必要で
12 ある。

13 ● 上記に際しては、作業の実態、事業場における労働安全衛生対策の状況や国
14 際的な動向も踏まえ、一律に一定の重量の水準を定め就業を制限するという方
15 法が適切かどうかについて、検討されるべきである。

16 (2) 重量物取扱い業務等の現状

17 重量物取扱い等の身体への負担が大きい業務への女性労働者の就業の実態を把握す
18 るため、引越し事業者、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、介護施設の事業
19 主に対してヒアリング調査を行った。

20 ヒアリング調査の結果、女性労働者の一部は、重量物取扱い、長時間立位を取り続
21 ける作業、介助作業等の業務に従事することにより身体への負担を受けているが、女性
22 労働基準規則の重量物の取扱いの規制は概ね遵守されており、妊娠中の女性労働者への
23 健康影響が顕在化している状況にはない。

24 これまで実施された主な疫学調査の結果を見ると、業務の負担による早産、流産の
25 発生の有意な増加は確認されていない。

26 (3) 妊娠・出産機能への影響について

27 重量物取扱い業務により、腰痛、子宮脱、子宮下垂、切迫早産、切迫流産、尿失禁
28 等の有害な健康影響を生じるおそれがある。このうち子宮脱、子宮下垂、切迫早産、切
29 迫流産等については、女性労働者本人の健康のみならず胎児の生命・健康への深刻な影
30 響がある。

31 妊娠・出産機能に深刻な影響を与える子宮脱、子宮下垂は、産じょく期からの回復
32 状況、加齢、骨盤底の状況等の要因の他、重量物の取扱い等による腹圧の上昇が影響し
33 て発生する。

34 妊娠中の女性労働者については、分娩準備状態にある骨盤底は軟化している上に、
35 増大した子宮によって骨盤底には非妊時より大きな重量が常に負荷されており、重量物
36 取扱いや長時間立位を取り続ける作業等について、母性保護のため、妊娠経過の状況等
37 によっては、通常時以上に負担を軽減する必要がある。

さらに、腰痛防止のため女性労働者が腰部保護ベルト、腹帯等を使用すると、骨盤底への負担を増し、子宮脱や尿失禁が生じやすくなる場合がある。

(参考)

わが国では早産が増えている傾向にある。その主な理由は、重量物取扱い業務等によるものではなく、就労しつつ子どもを産み育てることが一般化し、出産年齢が上昇する中で、妊娠高血圧症候群や胎盤虚血が増加し、また未熟児施設が整備され医学的な介入ができる環境が整ってきたためであることに留意する必要があるとの指摘が本専門家会合においてなされた。

4. 有害物の発散する場所における業務について

(1) 前回の専門家会合の検討結果

平成 17 年に開催された母性保護に係る専門家会合においては、結論と今後の課題として次のように報告された。

- 現在進められている、化学物質の危険有害性について国連の分類基準（次頁(3)参照）に基づく分類作業の結論を踏まえ、母性保護の観点から規制対象となる化学物質を検討することが適当である。
- また、一定の水準を定めて一律に就業を禁止するとの手法が適切かどうかについても、労働安全衛生政策や国際的な動向等を踏まえ、今後の課題として引き続き検討することが必要である。

(2) 有害物取扱い業務の現状

有害な化学物質に起因する業務上疾病は、男女合わせて年間 200～300 件程度発生している。

女性労働基準規則の対象物質の取扱い業務に従事している女性労働者数は把握されていないが、鉛と水銀については労働安全衛生法令により特殊健康診断が義務付けられており、これらの 2 物質に係る受診労働者数は男女合わせて 74,342 人（平成 22 年）である。

これまで実施された主な疫学調査の結果を見ると、業務の負担による早産、流産の発生の有意な増加は認められていない。一方、前述のとおり労働安全衛生法令において、有害物で汚染されているタンク、ピットの内部における作業と、作業環境測定の結果第 3 管理区分と評価された後から作業環境を改善するまでの間は、有効な呼吸用保護具を使用させた上で、労働者の就業が認められている。

これらの有害な環境の下では、顔面とマスク面体等との間からの漏れにより、妊娠・出産・授乳機能に影響が生じるおそれがある。また妊娠中の女性労働者は、平常時より呼吸量が増大し、必要な酸素量が増加しており、呼吸用保護具の着用により呼吸の負担は増加する。

(3) 妊娠・出産・授乳機能への有害性について

国連は、化学物質の有害性を 10 種類（急性毒性、皮膚腐食性/刺激性、眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性、呼吸器感作性又は皮膚感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、

1 生殖毒性、特定標的臓器毒性（単回暴露）、特定標的臓器毒性（反復暴露）、吸引性呼吸器有害性）に分類している。

3 このうち妊娠・出産・授乳機能に影響を有するものとしては、生殖毒性（生殖機能、
4 受精能力への悪影響、子の発生に対する悪影響、授乳に対する又は授乳を介した悪影響）
5 と生殖細胞変異原性（ヒトの生殖細胞に経世代突然変異を誘発する作用）の2つが該当
6 する。

7 厚生労働省（労働基準局）は、多種多様な化学物質を取り扱う事業者が有害性に基づく
8 自主的な化学物質管理を実施するために、国連の分類基準（GHS）に基づき、職
9 場で使用されている化学物質の危険性・有害性等を分類し公表する事業（以下「GHS
10 分類事業」という。）を実施しており、平成18年から平成23年3月までの間に約2000
11 物質の分類が行われた。

12 労働安全衛生法令により譲渡提供時に安全データシート（MSDS）の交付が求め
13 られる640物質について、この分類結果をみると、生殖毒性又は生殖細胞変異原性の2
14 つの有害性について「区分1」（ヒトに対して毒性があることが知られている又はヒト
15 に対して毒性があると考えられる）とされるものは約90物質存在する。

16 (4) 現行規制の対象物質と有害性の知見

17 女性労働基準規則に列挙されている鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、
18 シアン化水素、アニリンのうち、現在、鉛と水銀については人に対して生殖毒性がある
19 ことが上記の分類により確認されているが、それ以外については生殖毒性、生殖細胞変
20 異原性についての有害性が無いとされているか、又はこれらの有害性が確認されていな
21 い。

22 化学物質の有害性については、従来は発がん性等を中心とした調査研究が行われてきた
23 が、近年は、ヒトへの生殖毒性等についての調査研究が国内外で行われ、知見が徐々に
24 整備されつつある。

25 5. 今後の母性保護のあり方について（結論）

26 (1) 重量物取扱い業務等

27 ① 母性保護規定について

28 現行の規制では、妊娠婦である女性労働者もそれ以外の女性労働者も一律に断続
29 作業30kg、継続作業20kgの上限値が設定されており、前述のとおり、この規制のも
30 とで女性労働者への妊娠・出産・授乳機能への影響が顕在化しているわけではない。
31 しかしながら、重量物取扱い業務により、腰痛、子宮脱、子宮下垂、切迫早産、切
32 迫流産、尿失禁等の有害な健康影響が生じるおそれがあり、今日においても重量物
33 取扱い業務に係る女性労働者の就業制限を緩和すべき知見は見当たらないことから、
34 引き続き重量物取扱いによる過度の負担から保護することが必要である。

35 一方、妊娠中の女性労働者については、妊娠経過の状況等によっては、負担がよ
36 り軽減されることが望ましい場合がある。

37 この点については、女性労働者の就業を制限する規制が、母性を保護する目的で

あっても、使用者の過剰な対応により女性労働者の就業の場を必要以上に狭めてしまうおそれがあることにも留意し、一律に現在の規制を強化するよりも、次に②で述べるような周知、広報により、事業主の取組みを促進することが適当である。

②母性保護のため望ましい作業負担の低減について

妊娠中の女性労働者については、重量物取扱い作業、長時間立位を取り続ける作業等、妊娠経過の状況によっては身体への負担が大きくなり得る作業による負担を低減することが望ましい。

妊娠中の女性労働者が行うこれらの作業については、母性保護の観点から、作業環境の改善、作業動作や作業姿勢の改善等によりその負担を軽減するため、配慮すべき事項等をまとめた広報資料（パンフレット等）を作成し、広く事業主、労働者、産科医、産業医等の関係者に周知し、それぞれの立場からの配慮を促進する必要がある。また、広報資料の作成に当たっては、作業形態に応じたものとするなど、普及しやすいものとする必要がある。

また、女性労働者が腰部保護ベルト等を使用する際は、骨盤底への負担を増し、子宮脱や尿失禁が生じやすくなるおそれがあることに留意し、産業医（必要に応じ整形外科又は産婦人科医）に相談する必要がある。

さらに、上記の周知等を行う際には、女性労働者の就業の機会が不当に狭められることがないよう、十分配慮する必要がある。

(2) 有害物の発散する場所における業務

女性労働者の妊娠・出産機能は、本人の健康のみならず胎児や将来の子どもの健康の基盤であることから、女性労働者の妊娠・出産・授乳機能に悪影響を及ぼすおそれのある物質の発散する場所における業務については、女性労働者をばく露から保護するため、一定濃度を上回る作業場での就業を禁止する措置が必要である。

なお、妊娠中の女性を含め女性労働者の就業を制限する規制の検討に当たっては、母性を保護する目的であっても、使用者の過剰な対応により女性労働者の就業の場を必要以上に狭めてしまうおそれがある点について十分配慮する必要がある。

①母性保護規定の対象とする有害物の選定のあり方

母性保護規定の対象とする有害物は、以下の考えに基づき選定することが適當である。

(ア) 現行の女性労働基準規則の対象である9物質又は、労働安全衛生法令により局所排気装置等の設置、作業環境測定の実施等が義務付けられ、さらに管理濃度が設定されている物質（現在87物質）であること。

(イ) 女性労働者の妊娠・出産・授乳機能に対する有害性を有する物質として、厚生労働省（労働基準局）が行ったGHS分類事業において、次のいずれか又は両方に該当するものであること。

○生殖毒性が「区分1」又は「授乳に対する又は授乳を介した影響あり」に該当したもの

1 ○ 生殖細胞変異原性が「区分 1」に該当したもの

2 上記（ア）及び（イ）に該当する物質は、アクリルアミド、エチレンイミン、
3 エチレンオキシド、エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）、
4 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）、
5 エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）、塩化ニッケ
6 ル（II）（粉状のものに限る。）^(注)、塩素化ビフェニル（別名 P C B）、カドミウ
7 ム化合物、キシレン、クロム酸塩、五酸化バナジウム、N, N-ジメチルホルムア
8 ミド、水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く）、スチレン、テトラクロルエチ
9 レン（別名パークロルエチレン）、トリクロルエチレン、トルエン、鉛及びその
10 化合物、二硫化炭素、砒素化合物、ベータープロピオラクトン、ペンタクロルフ
11 ェノール（別名 P C P）及びそのナトリウム塩、マンガン、メタノールの 25 物質
12 あり、これらを母性保護規定の対象とする必要がある。

13 （注）「ニッケル化合物」について、労働安全衛生法令では、「ニッケル化合物」
14 として一括して管理濃度等の適用単位とされているが、ニッケル化合物のうち、
15 上記（イ）に該当する物質は塩化ニッケル（II）のみである。

16 ニッケル化合物は、ステンレス鋼、メッキ材、電池用原料等に使用されてい
17 るが、このうち一部の用途においては、製品の性能を劣化させる塩素が禁避さ
18 れており塩化ニッケル（II）は使用されていない。このためニッケル化合物につ
19 いては、女性労働者の就業の場を必要以上に狭めないという観点から、塩化ニ
20 ッケル（II）のみを規定の対象とすることが適当である。

21 なお、その他の化合物（カドミウム化合物、水銀無機化合物（硫化水銀を除
22 く）、鉛化合物及び砒素化合物）についても、化合物のうち、一部の物質のみ
23 が上記（イ）に該当するものであるが、これらの化合物は製造工程において混
24 合して使用されている等により、必ずしも物質ごとに管理されておらず、化合
25 物として一括して管理されているため、一括して規制の対象とすることが適当
26 である。

27 ② 対象物質の規制濃度のあり方

28 対象物質の規制濃度としては、労働安全衛生法令における管理濃度を適用するこ
29 とが適当である。また、有害物の濃度の測定方法、作業環境の評価方法については、
30 労働安全衛生法令に定める作業環境測定方法、作業環境評価方法を適用することが
31 適当である。なお、今後母性保護のために、管理濃度以外の濃度により規制するこ
32 とが適当と思われる知見が得られた場合は、規制濃度について見直す必要がある。

33 すなわち、①及び②により生殖毒性等を有するとされた有害物を取り扱う作業場
34 であって、労働安全衛生法令による作業環境測定の結果、気中濃度の平均が規制濃
35 度を超えることが明らかになった作業場（作業環境測定により第 3 管理区分に評価
36 された作業場）及び同物質で汚染されたタンク等の内部において、全ての女性労働
37 者は、呼吸用保護具を着用しても就業が禁止される。

1 ③新たな知見に対応する有害物の選定、規制濃度等の見直し

2 厚生労働省（労働基準局）は化学物質のリスク評価制度において、毎年幾つかの
3 物質を選定し、職場におけるばく露実態と有害性情報を踏まえたリスク評価を行っ
4 ており、その結果必要と判断された物質は、労働安全衛生法令の対象に追加されて
5 いる。

6 また厚生労働省のGHS分類事業において、新たな知見に基づき物質の再分類が
7 行われた場合、当該物質の生殖毒性等の区分が変更される場合がある。

8 このような場合、改めて上記①の（ア）及び（イ）の要件に照らし、これらに合
9 致するものは母性保護規定の対象に追加する必要がある。

10 さらに、新たな知見により管理濃度の値又は測定方法が見直された場合は、これ
11 に応じて母性保護規定の規制値等を見直す必要がある。

12 ④母性保護のため望ましい予防的対応について

13 化学物質の有害性に関する情報は、発がん性等の有害性について優先的に調査等
14 が行われてきており、生殖毒性等についての知見は必ずしも十分ではない。このた
15 め多様な化学物質を女性労働者が取り扱う職場にあっては、生殖毒性等の有無が十
16 分知られていない化学物質があることに留意し、母性保護の推進のため、十分な知
17 識の下で予防的対応に基づく化学物質管理を自主的に実施することが望まれる。こ
18 れは、生殖毒性等を含む毒性から男女を問わず労働者の健康を保護するために、よ
19 り安全な原材料への代替や作業場に発散する濃度の低減措置を求めるものであり、
20 女性労働者の就業の機会が狭められることがないよう十分配慮する必要がある。

21 また国内外の研究機関において生殖毒性等の調査研究が進められるとともに、化
22 学物質の生殖毒性等に関する情報の提供が充実されることが望まれる。

1 母性保護に係る専門家会合参考者名簿
2 (50音順、敬称略)

3

4

5 新居 智恵 JTB Jスクエア中央健康増進室統括産業医
6 産業医科大学非常勤助教

7

8

9 内山 寛子 東日本旅客鉄道株式会社
10 J R 東日本健康推進センター副所長

11

12

13 江馬 真 産業技術総合研究所安全科学研究部門招聘研究員

14

15

16 中田 真木 三井記念病院産婦人科医長

17

18

19 ○ 中林 正雄 総合母子保健センター愛育病院院長
20 東邦大学医学部客員教授

21

22

23 名古屋 俊士 早稲田大学理工学術院教授

24

25

26 宮川 宗之 労働安全衛生総合研究所健康障害予防研究グループ部長

27

28

29

(○は座長)

諸外国における規制の状況

1. 重量物取扱い業務

独：（労働者母性保護法）

妊娠中又は授乳期の女性労働者は以下の作業への就業を禁止

- 常時 5kg を超える重量物を人力のみにより取り扱う作業（一時的な作業はの場合は 10kg）
- 妊娠 5 カ月が経過した後、1 日の就業時間が 4 時間を超える、常に立つていなければならない業務
- 妊娠 3 カ月が経過した後は、輸送機関に乗務する業務に従事してはならない。

仏：（労働法典 R234-6 条）

女性労働者一般について、年齢層ごとに一定重量以上の重量物の取扱いを禁止

- 14 歳～15 歳の女性労働者 8kg
- 16 歳～17 歳 10kg
- 18 歳～ 25kg

米国：（米安全衛生庁）

危険有害業務について、男性・女性の両性は既に保護されており、母性保護を含め女性労働者のみを対象とする規制は無い。

2. 有害物の取扱いに関する規制の状況

米国：（米安全衛生庁）

危険有害業務について、男性・女性の両性は既に保護されており、母性保護を含め女性労働者のみを対象とする規制は無い。

E U 指令 (92/85/EEC)

妊娠を報告した女性労働者は、鉛・鉛化合物へのばく露のリスクが明らかな業務に就くことを強制されない。

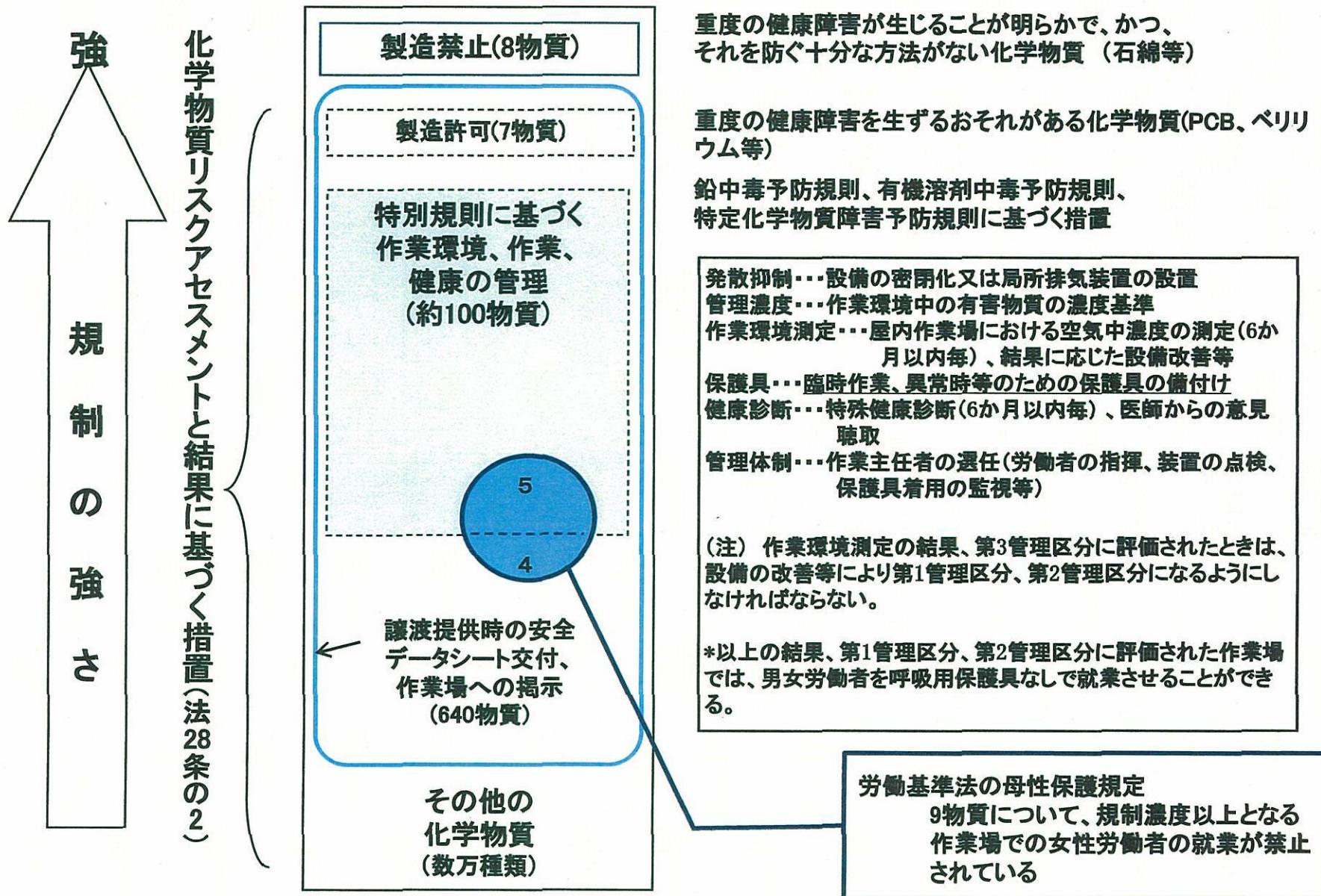
重量物の運搬作業等に係るヒアリング結果の概要

別紙 2

	重量物の運搬等身体への負荷の大きな業務の概要	機械化の進展、作業内容の変化等	女性労働者、妊産婦の就業状況	母性への悪影響の発生状況
引越し事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般にダンボールは、重いものでも1個20kg程度。殆どの場合、顧客が荷詰めする。 ・代表的な重い荷は家具や家電製品。これらは複数の労働者で運ばれる。 ・荷の搬出、搬入はそれぞれ通常半日程度。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅ではエレベータで荷を昇降させるが、戸建て、エレベーターの無い集合住宅等においては人力による。(ハシゴ式の荷揚げ機が使用できる建物は少ない) ・梱包資材は変化しているが、重量物運搬等に係る作業環境について、近年大きな変化はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性労働者が荷の搬送に従事することは少なく、多くの場合、荷詰め作業等に女性が就いている。 ・多くの場合、妊産婦はもとより、女性労働者に20kgを超えるものを運搬させることはない。 ・都市部では、3、4月の繁忙期に若い女性がアルバイトとして引越し業務に就くこともある。 ・女性客向けの女性スタッフ限定サービスには女性が従事している。この場合、女性労働者も20kgを超える荷を取扱うことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性労働者の子宮脱、子宮下垂、切迫早産、切迫流産等の発生の有無は確認されていない
スーパーマーケット	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗では長時間の立ち作業が行われている。レジ打ちを含め、座って行う作業は殆どない。 ・納品された商品は積み下ろし場で受けとり、台車で売り場まで運ばれる。店員はこれらを棚に陳列する際に、商品を持ちあげる。 ・店員が取り扱う荷は、最も重いものでも20kg以下(紙パック牛乳のケース) 	<ul style="list-style-type: none"> ・荷は、トラックから荷降ろしされた後店内まで、台車で運搬。 	<ul style="list-style-type: none"> ・母健連絡カード等で主治医から長時間の立ち仕事への制限があった場合、座ってできる作業は店舗にはないため、自宅静養させている。 ・女性正社員のほとんどは育児休業を経て継続就業している。 ・女性のパートは20才前後と4、50台をピークにし、20代前半～30代前半を底にしたM字カーブ。 ・パートは各店舗の採用。パート労働者の育休取得実績は極く僅か。妊娠を機に辞めるケースが多い。退職後の復帰も見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性労働者の子宮脱、子宮下垂は聞いたことがないが、切迫早産、切迫流産等は発生している。
コンビニエンスストア	<ul style="list-style-type: none"> ・荷の運搬、長時間の立ち作業を含む多様な業務が行われている。 ・運送部門から納品された商品は店内の所定の位置に置かれ、店員はこれらを検品し棚に陳列する作業を行う。 ・店員が取り扱う荷は、最も重いものでも20kg以下(2Lペットボトル8本入りケース) ・冷蔵室(6°C前後)に立ち入って陳列を行う。 ・代表的な勤務時間は6～8時間。休憩時間を除けば、通常は立ち歩いて業務を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重量物運搬作業等に係る作業内容、作業環境については特に変化なし。 (検品、陳列、レジ、伝票整理、清掃など多様な業務を行っている) 	<ul style="list-style-type: none"> ・殆どの店舗がフランチャイズであり、請負主に15人～20人のアルバイトが雇用されている。 ・都心部は若い女性の学生アルバイト・フリーター等が多く、郊外店では中高年の主婦等が多い傾向がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性労働者の子宮脱、子宮下垂、切迫早産、切迫流産等の発生の有無は確認されていない
介護施設	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子からベッドへの移乗、入浴等の介助作業等が人力のみにより行われている。 ・介護労働者への身体負荷は介護職の技能により増減するが、一般に労働者への身体的な負担は大きい。 ・介護対象者の状況に応じ、複数の介助職による介助が行われている。 ・食事介助、業務記録等の一部の作業を除けば、通常は立ち歩いて業務を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助機器について、スライディングボードは普及しているが、電動リフト等の利用は普及していない。 ・介助法(ボディ・メカニクス)の技術が進歩し続けており、資格者等への再教育、定期的な実技研修等により、介護者の身体的負担を小さくする取組みが進められている。 ・腰痛予防ベルトの着用が普及している 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職の半分以上が女性労働者である。そのうち40歳未満の女性が5割～8割を占める。 ・妊娠を職場に報告した女性は移乗介助・入浴介助に就けず、食事介助、記録等のみに就けている施設がある。他方、本人からの申し出がない限り、母性保護上の措置を特に講じていない施設もある。 ・以前は、妊娠した女性介護職の多くが退職していたが、近年は育児休業のあと復職している者が増えつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性労働者の子宮脱、子宮下垂、切迫早産、切迫流産等の発生の有無は確認されていない

労働安全衛生法令における化学物質関係規制の概要

別紙 3



GHS: 化学品の分類および表示に関する世界調和システム

2003年7月「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals: GHS)が国連勧告として発出された。GHSは化学品の危険有害性を一定の基準に従って分類し、絵表示等を用いて分かりやすく表示し、その結果をラベルやMSDS(Material Safety Data Sheet:化学物質等安全データシート)に反映させ、災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするもの。

その後GHS文書の改定作業が行われ、2005年7月には改訂版が出版された。英語版など国連公用語のGHS文書(通称:パープルブック)は国連危険物輸送のWEBページ(国連欧州経済委員会UNECEのWEBページ)から入手できる。

なお、GHSの日本語版への翻訳は関連省庁が共同で作業を行い、厚生労働省、経済産業省、環境省などのWEBサイト等で閲覧、ダウンロードできる。また、関係各省は化学物質のGHS分類を進めており、その分類結果はGHS関係省庁連絡会議を通じ、独立行政法人製品評価技術基盤機構のホームページのGHS分類物質一覧に掲載されている。

健康に対する有害性

急性毒性	発がん性
皮膚腐食性/刺激性	生殖毒性
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	特定標的臓器毒性(単回暴露)
呼吸器感作性または皮膚感作性	特定標的臓器毒性(反復暴露)
生殖細胞変異原性	吸引性呼吸器有害性

絵表示の例



母性保護規定の対象とする有害物の選定のあり方

前回の母性保護に関する専門家会合（平成17年）の結論

国連勧告に基づきわが国が進めている化学物質の危険有害性の分類作業（注1）の結果を踏まえ、母性保護規制の対象を検討することが必要。

（注1） 厚生労働省（労働基準局）は、国連勧告による化学物質の危険有害性の分類基準（GHS）に基づき、職場で使用されている化学物質の分類作業を実施しており、平成18年から平成23年3月までの間に約2000種類の物質の分類が行われた。

現行の女性則対象物質

（鉛、水銀、砒素、塩素、シアン化水素、クロム、黄りん、弗素、アニリン）…9物質

労働者に健康障害が生じるおそれがあり、労働安全衛生法令において、

- ・名称等を表示すべき有害物、
- ・局所排気装置等の設置 及び
- ・作業環境測定の実施と管理濃度による作業環境改善の措置等の対象となっているもの
…87物質（注2）

国による有害性の分類作業の結果、生殖毒性又は生殖細胞変異原性がある（区分1又は授乳影響あり）と分類されたもの

母性への悪影響を及ぼす有害性を有することから、女性労働基準規則の対象とする

国による有害性の分類作業の結果、生殖毒性又は生殖細胞変異原性がある（区分1、授乳影響あり）と分類されなかったもの

母性への悪影響を及ぼす有害性が確認されていないことから、女性労働基準規則の対象としない（注3）

（注2） 慢性毒性、発がん性、生殖毒性等を有する有害物で、その蒸気、ガスが発散する作業環境で労働者が就業すると健康障害が生じるおそれがあるものが、有機則、鉛則、特化則の規制対象とされている。

（注3） 生殖毒性等が確認されていない物質であっても、有する有害性の種類、程度、労働ばく露の実態に応じ、労働安全衛生法により、労働者（男女とも）を対象とする保護措置が課せられている。

*国（労働基準局）のリスク評価制度において、毎年新たな物質が選定され、ばく露実態と有害性情報を踏まえたリスク評価が行われている。これにより規制による対策が必要と判断された物質は、適宜特化則等の対象に追加されている。

（例）：平成21年度のリスク評価の結果、平成23年1月に酸化プロピレン等の4物質の対策が強化された

女性労働基準規則対象物質のGHS分類結果(厚生労働省労働基準局委託事業・中央労働災害防止協会実施)

別紙 6

	物質名	女性則の規制値	管理濃度(作業環境評価基準別表)	急性毒性(経口)	急性毒性(経皮)	急性毒性(吸入:ガス)	急性毒性(吸入:蒸気)	急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)	皮膚腐食／刺激性	眼に対する重篤な損傷性／刺激性	呼吸器惑作性又は皮膚感作性	生殖細胞変異原性	発がん性	生殖毒性	特定標的臓器／全身毒性(単回暴露)	特定標的臓器／全身毒性(反復暴露)	吸引性呼吸器有害性
1	鉛	0.5mg/m ³	0.05 mg/m ³	—	—	分類対象外	—	—	—	—	—	区分2	区分2	区分1A	—	区分1(造血系、腎臓、中枢神経系、末梢神経系、心血管系、免疫系)	—
2	水銀	0.1mg/m ³	0.025mg/m ³	—	—	分類対象外	—	—	—	—	皮膚感作性:区分1	区分2	区分外	区分1A	区分1(吸入経路:呼吸器、腎臓、中枢神経系、消化管、心血管系、肝臓)	区分1(吸入経路:中枢神経系、末梢神経系、腎臓、肉芽、心血管系、肝臓)	—
3	クロム	0.5mg/m ³	—	—	—	分類対象外	—	—	—	区分2B	区分1	区分2	区分外	—	区分2(全身毒性)、区分3(気道刺激性)	—	—
4	砒素	1mg/m ³	0.003mg/m ³	区分4	—	分類対象外	—	—	—	区分2	—	—	区分1A	区分2	区分1(消化器系、循環器系、神経系、血液系、呼吸器、皮膚、腎臓、肝臓)	区分1(消化器系、循環器系、神経系、腎臓、肝臓、血液系、呼吸器系、皮膚)	—
5	黄りん	2mg/m ³	—	区分1	区分1	分類対象外	—	—	区分1A-1C	区分1	—	—	—	区分2	区分1(肝、腎、消化器、血液、中枢神経)、区分3(気道刺激性)	区分1(骨、血液)	—
6	弗素	3ppm	—	—	—	区分1	分類対象外	分類対象外	—	区分2A-2B	—	—	—	区分2	区分1(呼吸器、肝臓、腎臓)	区分1(呼吸器、精巢)	分類対象外
7	塩素	1ppm	0.5ppm	—	—	区分2	分類対象外	分類対象外	区分1A-1C	区分1	—	区分外	区分外	区分外	区分1(呼吸器系、神経系)	区分1(呼吸器系、腎臓、嗅覚器)、区分2(齒)	分類対象外
8	シアノ化水素	20ppm	3ppm	区分1	区分1	分類対象外	区分1	—	—	区分2A-2B	—	—	—	—	区分1(中枢神経系、呼吸器、心臓)	区分1(中枢神経系)	—
9	アニリン	7ppm	—	区分4	区分3	分類対象外	区分2	区分4	区分2	区分2A	皮膚感作性:区分1	区分2	区分2	区分2	区分1(血液系、心臓、肝臓、腎臓、呼吸器、神経系)	区分1(血液系、神経系、呼吸器)	—

分類対象外:GHSで定義されている危険有害性の対象にならない場合。
例えばガス状物質についての粉じんとしての有害性など

生殖細胞変異原性

区分1:ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発することが知られているかまたは経世代突然変異を誘発すると見なされている化学物質
区分1A:ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発することが知られている化学物質
区分1B:ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発すると見なされるべき化学物質
区分2:ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発する可能性がある化学物質

区分外:ある危険有害性について分類した結果、どの区分にも該当しない場合。

生殖毒性

区分1:人に対して生殖毒性があることが知られている、あるいはあると考えられる物質
区分1A:人に対して生殖毒性があることが知られている物質
区分1B:人に対して生殖毒性があると考えられる物質
区分2:人に対する生殖毒性が疑われる物質

分類できない:分類に必要なデータが入手できない場合、データが不十分な場合

管理濃度設定物質のGHS分類結果(厚生労働省労働基準局委託事業:中央労働災害防止協会実施)

別紙 7

	物質名	管理濃度 (作業環境評価基準 別表)	日本産業衛生学会勧告許容濃度 (2010年度)	ACGIH勧告 TLVs (2010)	急性毒性	皮膚腐食性/ 刺激性	眼に対する重篤な損傷性/ 眼刺激性	呼吸器 感作性	皮膚感 作性	生殖細胞 変異原性	発がん性	生殖毒 性	特定標的臓器 毒性(単回曝露)	特定標的臓器 毒性(反復曝露)	吸引性 呼吸器有害性	備考	
25	ニッケルカルボニル	0.001ppm	0.001ppm	0.05ppm	1他	2	1	1	-	-	1A	2	1	-	-		
26	ニトログリコール	0.05ppm	0.05ppm	0.05ppm	4他	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-		
27	パラ-ニトロクロルベンゼン	0.6mg/m ³	0.64mg/m ³	0.1ppm	3他	-	2B	-	-	2	2	2	1	1	-		
28	砒素 砒素化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)	0.003mg/m ³ 0.0003mg/m ³ ※過剰発がんリスク別	0.003mg/m ³ 0.0003mg/m ³ ※過剰発がんリスク別	0.01mg/m ³	4他	-	2	-	-	-	1A	2	-	-	-	*28種類の砒素化合物について国(労働基準局)がGHS分類をした結果、三酸化砒素に生殖毒性が認められた。	
29	弗化水素	0.5ppm	3ppm	0.5ppm	3他	1A-1C	1	-	1	2	-	-	1	1	-		
30	ペーターブロピオラクトン	0.5ppm	-	0.5ppm	1他	2	1	-	-	1B	2	-	3	-	-		
31	ベリリウム ベリリウム化合物	0.002mg/m ³	0.002mg/m ³	0.00005mg/m ³	-	-	-	1	1	-	1A	-	1	1	-	*2種類のベリリウム化合物について国(労働基準局)がGHS分類をした結果、生殖細胞変異原性又は生殖毒性は認められなかった。	
32	ベンゼン	1ppm	1ppm	0.5ppm	4他	2	2A	-	-	2	1A	2	1	1	1		
33	ペンタクロルフェノール(別名PCP)およびそのナトリウム塩	0.5mg/m ³	0.5mg/m ³	0.5mg/m ³	1他	2	2A-2B	-	-	区分外	2	1B	1	1	-		
34	ホルムアルデヒド	0.1ppm	0.1ppm	(C 0.3ppm)	2他	2	2A	1	1	2	1A	-	1	1	-		
35	マンガン マンガン化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)	0.2mg/m ³	0.2mg/m ³	(0.2mg/m ³)	-	3	2B	-	-	-	-	1B	1	1	-	*7種類のマンガン化合物について国(労働基準局)がGHS分類をした結果、生殖細胞変異原性又は生殖毒性は認められなかった。	
36	沃化メチル	2ppm	-	2ppm	2他	2	1	-	区分外	区分外	区分外	2	1	1	-		
37	硫化水素	5ppm	5ppm	1ppm	2他	-	2A	-	-	-	区分外	-	1	-	区分外		
38	硫酸ジメチル	0.1ppm	0.1ppm	0.1ppm	1他	1A-1C	1	-	-	2	1B	2	1	2	-		
39	石綿	0.15本/cm ³	0.15本/cm ³	0.1f/cc	-	-	-	-	-	2	1A	-	-	1	-		
40	鉛 鉛化合物	0.05mg/m ³	0.1mg/m ³	0.05mg/m ³	-	-	-	-	-	2	2	1A	-	1	-	*26種類の鉛化合物について国(労働基準局)がGHS分類をした結果、23種類に生殖毒性が認められた。	
41	アセトン	500ppm	200ppm	500ppm	-	-	2B	-	-	-	-	2	3	2	2		
42	イソブチルアルコール	50ppm	50ppm	50ppm	5他	2	2A	-	-	区分外	-	区分外	3	区分外	2		
43	イソプロピルアルコール	200ppm	400ppm	200ppm	5他	区分外	2A	-	-	区分外	-	2	3	区分外	2		
44	イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)	100ppm	100ppm	100ppm	5他	区分外	2A	-	区分外	-	-	-	1	区分外	-		
45	エチルエーテル	400ppm	400ppm	400ppm	4他	3	2B	-	-	-	-	2	3	区分外	2		
46	エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)	5ppm	5ppm	5ppm	4他	3	2B	-	-	区分外	-	1B	1	1	-		
47	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)	5ppm	5ppm	5ppm	5他	-	2B	-	-	区分外	-	1B	-	-	-		
48	エチレングリコールモノブチルエーテル	25ppm	-	20ppm	2他	2	2A	-	-	区分外	区分外	区分外	2	1	2	-	

	物質名	管理濃度 (作業環境評価基準 別表)	日本産業衛生学会勧告 許容濃度 (2010年度)	ACGIH勧告 TLVs (2010)	急性毒性	皮膚腐食性/ 刺激性	眼に対する重篤な損傷性/ 眼刺激性	呼吸器 感作性	皮膚感作性	生殖細胞 変異原性	発がん性	生殖毒性	特定標的臓器 毒性(単回曝露)	特定標的臓器 毒性(反復曝露)	吸引性 呼吸器有害性	備考
49	エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)	5ppm	0.1ppm	0.1ppm	3他	3	2B	-	-	区分外	-	1B	1	1	-	
50	オルトージクロルベンゼン	25ppm	25ppm	25ppm	3他	2	2B	-	-	2	区分外	区分外	1	1	-	
51	キシレン	50ppm	50ppm	100ppm	5他	2	2A	-	-	区分外	区分外	1B	1	1	2	
52	クレゾール	5ppm	5ppm	20mg/m ³	4他	1A	1	-	-	区分外	区分外	-	1	1	-	
53	クロルベンゼン	10ppm	10ppm	10ppm	4他	2	2A	-	-	2	2	区分外	1	1	2	
54	クロロホルム	3ppm	3ppm	10ppm	4他	1A-1C	1	-	-	2	2	2	1	1	-	
55	酢酸イソブチル	150ppm	-	150ppm	5他	3	2B	-	区分外	-	-	-	-	-	-	
56	酢酸イソプロピル	100ppm	-	100ppm	5他	2	2B	-	-	-	-	-	2	2	2	
57	酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)	100ppm	-	50ppm	-	3	2B	-	区分外	-	-	-	3	1	-	
58	酢酸エチル	200ppm	200ppm	400ppm	-	区分外	2B	-	区分外	区分外	-	-	3	-	-	
59	酢酸ノルマルーブチル	150ppm	100ppm	150ppm	3他	区分外	2B	-	区分外	-	-	-	-	2	-	-
60	酢酸ノルマルーブロピル	200ppm	200ppm	200ppm	5他	3	2B	-	-	-	-	-	-	1	-	-
61	酢酸ノルマルーベンチル(別名酢酸ノルマルーアミル)	100ppm	50ppm	50ppm	-	3	-	-	区分外	-	-	-	3	1	-	
62	酢酸メチル	200ppm	200ppm	200ppm	-	区分外	2B	-	区分外	区分外	-	-	1	-	-	
63	四塩化炭素	5ppm	5ppm	5ppm	4他	2	2	-	-	区分外	2	2	1	1	-	
64	シクロヘキサノール	25ppm	25ppm	50ppm	5他	3	1	-	-	区分外	-	2	3	1	区分外	
65	シクロヘキサン	20ppm	25ppm	20ppm	3他	2	2A	-	-	2	区分外	2	1	1	-	
66	1, 4-ジオキサン	10ppm	10ppm	20ppm	4他	2	2A	-	-	区分外	2	-	1	1	-	
67	1, 2-ジクロルエタン(別名二塩化エチレン)	10ppm	10ppm	10ppm	3他	区分外	2B	-	-	2	2	区分外	1	1	1	
68	1, 2-ジクロルエチレン(別名二塩化アセチレン)	150ppm	150ppm	200ppm	5他	2	2A	-	-	区分外	-	-	1	2	-	
69	ジクロルメタン(別名二塩化メチレン)	50ppm	50ppm	50ppm	4他	2	2A	-	-	区分外	2	-	1	1	-	
70	N, N-ジメチルホルムアミド	10ppm	10ppm	10ppm	3他	区分外	1	-	-	2	1B	1B	1	1	-	
71	ステレン	20ppm	20ppm	20ppm	4他	2	2A	-	-	2	2	1B	1	1	1	
72	1, 1, 2, 2-テトラクロルエタン(別名四塩化アセチレン)	1ppm	1ppm	1ppm	3他	2	2A						1	1	-	
73	テトラクロルエチレン(別名パークロルエチレン)	50ppm	(検討中)	25ppm	4他	1A-1C	2B	-	-	区分外	1B	2・授乳影響*	1	1	2	*授乳に対する又は授乳を介した影響
74	テトラヒドロフラン	50ppm	200ppm	50ppm	4他	2	2A	-	区分外	区分外	-	区分外	2	1	-	
75	1, 1, 1-トリクロルエタン	200ppm	200ppm	350ppm	-	2	2	-	区分外	区分外	2	2	1	1	-	
76	トリクロルエチレン	10ppm	25ppm	10ppm	4他	2	2A	区分外	-	2	1B	1B	3	1	2	

	物質名	管理濃度 (作業環境評価基準 別表)	日本産業衛生学会勧告 許容濃度 (2010年度)	ACGIH勧告 TLVs (2010)	急性毒性	皮膚腐食性/刺激性	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	呼吸器感作性	皮膚感作性	生殖細胞変異原性	発がん性	生殖毒性	特定標的臓器毒性(単回曝露)	特定標的臓器毒性(反復曝露)	吸引性呼吸器有害性	備考
77	トルエン	20ppm	50ppm	20ppm	4他	2	2B	-	区分外	区分外	区分外	1A	1	1	1	
78	二硫化炭素	1ppm	10ppm	1ppm	3他	-	2A-2B	-	-	2	-	1B	1	1	2	
79	ノルマルヘキサン	40ppm	40ppm	50ppm	-	2	2	-	-	区分外	-	2	3	1	1	
80	1-ブタノール	25ppm	50ppm	20ppm	4他	2	2A	-	-	区分外	区分外	区分外	3	1	2	
81	2-ブタノール	100ppm	100ppm	100ppm	5他	区分外	2A	-	-	-	-	2	3	-	-	
82	メタノール	200ppm	200ppm	200ppm	4他	-	2	-	区分外	区分外	-	1B	1	1	-	
83	メチルイソブチルケトン	50ppm	50ppm	20ppm	3他	区分外	2B	-	区分外	区分外	2	区分外	3	1	-	
84	メチルエチルケトン	200ppm	200ppm	200ppm	5他	2	2B	-	-	区分外	区分外	区分外	1	1	2	
85	メチルシクロヘキサノール	50ppm	50ppm	50ppm	4他	2	-	-	-	-	-	-	3	-	-	
86	メチルシクロヘキサン	50ppm	50ppm	50ppm	-	2	2A-2B	-	-	-	-	-	3	-	2	
87	メチルノルマルヘキサン	5ppm	5ppm	5ppm	5他	区分外	2A	-	-	-	-	-	3	1	2	

○23物質(化合物含む)に区分1以上の生殖細胞変異原性又は生殖毒性を有すると分類された。

分類対象外:GHSで定義されている危険有害性の対象にならない場合。
例えばガス状物質についての粉じんとしての有害性など

区分外:ある危険有害性について分類した結果、どの区分にも該当しない場合。

" - " : 分類できない(分類に必要なデータが入手できない場合、データが不十分な場合)

生殖細胞変異原性

区分1:ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発することが知られているかまたは経世代突然変異を誘発すると見なされている化学物質

区分1A:ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発することが知られている化学物質

区分1B:ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発すると見なされるべき化学物質

区分2:ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発する可能性がある化学物質

生殖毒性

区分1:人に対して生殖毒性があることが知られている、あるいはあると考えられる物質

区分1A:人に対して生殖毒性があることが知られている物質

区分1B:人に対して生殖毒性があると考えられる物質

区分2:人に対する生殖毒性が疑われる物質

授乳に対する又は授乳を介した影響

女性によって吸収され、母乳分泌に影響を与える、又は授乳中の子供の健康に懸念をもたらすに十分な量で母乳中に存在すると思われる物質

母性保護規定の対象とする有害物の範囲と規制濃度のあり方

現行

○労働基準法に基づく就業制限
女性労働者は、以下の物質が規制値以上の濃度で発散する場所においては、呼吸用保護具を着用しても、一切の就業が認められない。

女性労働基準規則の対象物質	規制濃度
鉛	0.5mg/m ³
水銀	0.1mg/m ³
クロム	0.5mg/m ³
砒素	1mg/m ³
黄りん	2mg/m ³
弗素	3ppm
塩素	1ppm
シアン化水素	20ppm
アニリン	7ppm

対象物質(労働者に健康障害が生じるおそれがある物質のうち、生殖毒性等を有するもの)	規制濃度
アクリルアミド	0.1mg/m ³
エチレンイミン	0.5ppm
エチレンオキシド	1ppm
エチレングリコールモノエチルエーテル(セロソルブ)	5ppm
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(セロソルブアセテート)	5ppm
エチレングリコールモノメチルエーテル(メチルセロソルブ)	5ppm
塩化ニッケル(II)(粉状のものに限る)	0.1mg/m ³
塩素化ビフェニル(PCB)	0.01mg/m ³
カドミウム化合物	0.05mg/m ³
キシレン	50ppm
クロム酸塩	0.05mg/m ³
五酸化バナジウム	0.03mg/m ³
N, N-ジメチルホルムアミド	10ppm
水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く)	0.025mg/m ³
スチレン	20ppm
テトラクロルエチレン(パークロルエチレン)	50ppm
トリクロルエチレン	10ppm
トルエン	20ppm
鉛及びその化合物	0.05mg/m ³
二硫化炭素	1ppm
砒素化合物	0.003mg/m ³
ベータープロピオラクトン	0.5ppm
ペンタクロルフェノール(PCP)及びそのナトリウム塩	0.5mg/m ³
マンガン	0.2mg/m ³
メタノール	200ppm